破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２７年（フ）第２７号
宮城県栗原市瀬峰長者原39番地15
債務者　遠藤由里子
1　決定年月日時　平成27年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　庄司　智弥
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月３日午前10時25分
5　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２７年（フ）第３０号
福島県郡山市久留米５丁目157番地の５　Ｃ棟
債務者　竹川　勇吉
1　決定年月日時　平成27年５月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　寛之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月24日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２７年（フ）第２５３号
兵庫県尼崎市三反田町２丁目12番28―101号
債務者　濱田　幸一
1　決定年月日時　平成27年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安部　朋美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月28日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第９７号
北九州市小倉南区湯川新町４丁目１番19―503号
債務者　植木　正博
1　決定年月日時　平成27年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河合　洋行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月４日午後３時
5　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第１８号
兵庫県たつの市新宮町大屋247番地３、従前の住所兵庫県明石市魚住町中尾870番地の３
債務者　柳田　径哉
1　決定年月日時　平成27年５月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　礒野　　元
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月28日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２７年（フ）第１０号
静岡県賀茂郡東伊豆町稲取1348番地の２
債務者　土屋　一浩
1　決定年月日時　平成27年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　圭太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月３日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成27年７月31日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２７年（フ）第１２９号
埼玉県越谷市大字大里353番地７
債務者　遠藤　　聡
1　決定年月日時　平成27年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　廣部　俊介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月21日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第３８号
鳥取県鳥取市丸山町73番地３、旧住所鳥取県鳥取市中町56番地５
債務者　森原　　洋
1　決定年月日時　平成27年５月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小松　哲也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月10日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年８月７日まで
鳥取地方裁判所民事部